

東京海上・為替参照利回り変動型ファンド2011-07

単位型投信／海外／その他資産(通貨)／特殊型(条件付運用型)

愛称 **グッド・チャンス** 2011-07

募集期間限定 2011年7月13日～2011年7月27日

信託期間：約5年 2011年7月29日～2016年7月22日



お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。課税上は株式投資信託として取り扱われます。

■お申し込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は



商号等：株式会社広島銀行
登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号
加入協会：日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会
(1106 広告審査済)

■設定・運用は

東京海上アセットマネジメント投信

商号等：東京海上アセットマネジメント投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号
加入協会：(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

当ファンドの基準価額は、組み入れた円建債券の価格変動により変動します。円建債券の価格は、発行体や保証を与える金融機関の信用状況の変化、金利の変動、為替相場の変動などの影響により変動します。したがって、**当ファンドは元本が保証されているものではありません。**
なお、当ファンドは、満期償還時までご投資いただくことを前提として設計しておりますので、信託期間中の換金による売買差益の追求などには適していません。

1 米ドル円為替レート^{※1}の水準によってクーポンレートが決定されるしくみを持つ単一のユーロ円建債券^{※2}（以下、「円建債券」）に投資し、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

●ファンドが主要投資対象とする円建債券の満期償還価格には上限があり、原則として、あらかじめ定められた満期償還価格にて満期償還します。

※1 原則として、午後3時(東京時間)においてロイター・ページ「JPNU」に表示されている米ドル円為替相場(1米ドルに対する円の価値)の仲値(売値と買値の平均値)とします。

※2 外国市場で発行される円建ての債券です。



2 設定日から約5年後の満期償還時の償還価額について、元本1万口当たり10,105円の確保を目指します。
(途中換金時には元本は確保されません)

●投資する債券の発行体などの信用状況の変化などによっては、元本を割り込むことがあります。

3 原則として、毎年1月と7月に決算を行い、分配金^{※3}をお支払いします。

●設定時の市況環境や組み入れた円建債券の発行体のデフォルト(債務不履行)などによっては下記分配金をお支払いできない場合があります。また、分配対象額が少額の場合は委託会社の判断で分配を行わない場合があります。

※3 満期償還日における償還価額には、直前の分配金判定日における米ドル円為替レートにより決定した分配金相当額が含まれます。

ご注意ください

①本商品は投資信託であり、預金とは異なり、元本が保証されているものではありません。

②当ファンドの基準価額は、組み入れた円建債券の価格変動により変動します。円建債券の価格は、発行体や保証を与える金融機関の破綻や財務状況の悪化、金利の変動、為替相場の変動などの影響により変動します。そのため、基準価額は10,000円(1万口当たり)を下回る可能性があります。

③当ファンドは、満期償還時までご投資いただくことを前提として設計しておりますので、信託期間中の換金による売買差益の追求などには適していません。

当ファンドは、償還時の元本確保を目指すものであり、元本が保証されているものではありません。
資金動向および市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

- 米ドル円為替レートの水準によってクーポンレートが決定されるしくみを持つ(米ドル円為替レートを原資産とする「デジタル・オプション」を内包する) 債券です。
- 原則として、設定日においてA格相当以上の発行体が発行する債券です*。
- 発行体は設定日に決定します。
- 組み入れる円建債券は、発行体の信用力および価格の両面からファンドにとって最も有利な条件であると委託会社が判断した円建債券を選定します。
- 発行体の候補には、SGA ソシエテ ジェネラル アクセプタンスN.V.、クレディ・アグリコル・シーアイビー・フィナンシヤル・サービシズ・リミテッド、シティグループ・ファンディング・インク、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション、モルガン・スタンレー、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシーなどがあります。なお、必ずしもこれら発行体に決定するとは限らず、他の発行体になる可能性もあります。決定した円建債券の発行体は、委託会社が販売会社を通じて書面にて皆さまにご報告します。

* A格相当以上の発行体が発行する債券とは、原則として、設定日においてA格相当以上の格付けを有する発行体が発行する円建債券、同等以上の格付けを有する金融機関が保証を与える発行体が発行する円建債券もしくは同等以上の格付けを有する金融機関が保証を与える円建債券です。

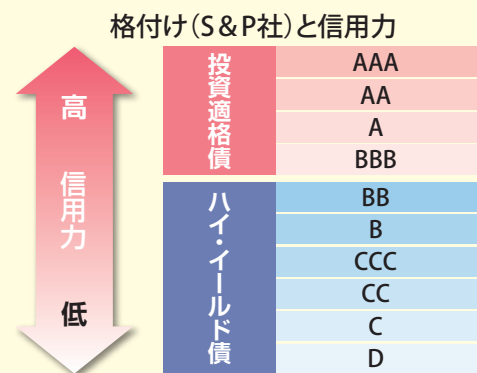
デジタル・オプションについて

- ▶ 「デジタル・オプション」とは、あらかじめ定められた【権利行使日】に、【対象となる資産】の価格がある【一定の条件】を満たした場合において、あらかじめ定められた利益を得ることができる取引です。ある一定の条件を満たさない場合は、そのオプション取引が無効となります(無価値となります)。
- ▶ 当ファンドが主要投資対象とする円建債券には、「ファンドの決算日の約1か月前の分配金判定日」【権利行使日】の、「米ドル円為替レート」【対象となる資産】が「**分配基準レベルより円安米ドル高**」【一定の条件】の場合、「**あらかじめ定められた利益***」を得ることができる「デジタル・オプション」が、10回分(当ファンドの決算回数)内包されています。

*当ファンドの設定日(2011年7月29日) に決定します。

格付けとは

- ・ 格付機関が金融機関を含めた社債などの発行会社について、債務の支払能力などを評価するものです。
- ・ 一般的に、投資適格債は元本や利息の支払いが相対的に安全であると評価されている債券で、S&P(スタンダード・アンド・プアーズ)社などの格付機関により、BBB格以上と格付けされた債券のことを指します。

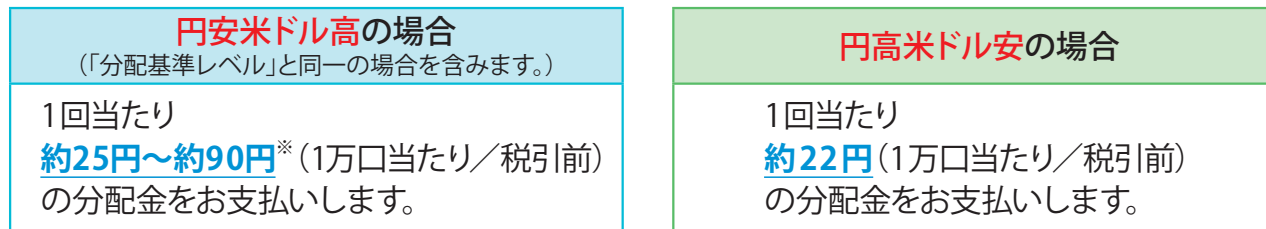


当ファンドは、償還時の元本確保を目指すものであり、元本が保証されているものではありません。
資金動向および市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

毎年2回、決算日の約1ヵ月前の「分配金判定日」において、米ドル円為替レートが「分配基準レベル」より円安米ドル高であるか、円高米ドル安であるかにより、決算時にお支払いする分配金が決定します。

- 設定時の市況環境や組み入れた円建債券の発行体のデフォルト（債務不履行）などによっては下記分配金をお支払いできない場合があります。また、分配対象額が少額の場合は委託会社の判断で分配を行わない場合があります。

「分配金判定日」における米ドル円為替レートが「分配基準レベル」に対して……



※上記の場合、信託期間中に実際に適用される分配金額は原則として設定日に決定し、当該分配金額が適用され続けます。

*上記は、2011年6月3日現在の市況環境に基づいた試算です。分配金額の水準は原則として設定日に決定します。

上記分配金は、組み入れた円建債券のクーポン水準によって決定します。

円建債券のクーポンは、ファンド設定日における円金利水準や発行体の信用リスク水準などに応じて決定され、一般に円金利が高い場合や発行体の信用リスクが高い場合には、クーポンが高くなる関係があります。なお、組み入れる円建債券は、発行体の信用力および価格の両面からファンドにとって最も有利であると委託会社が判断した円建債券を選定します。

分配金額判定の しくみの用語

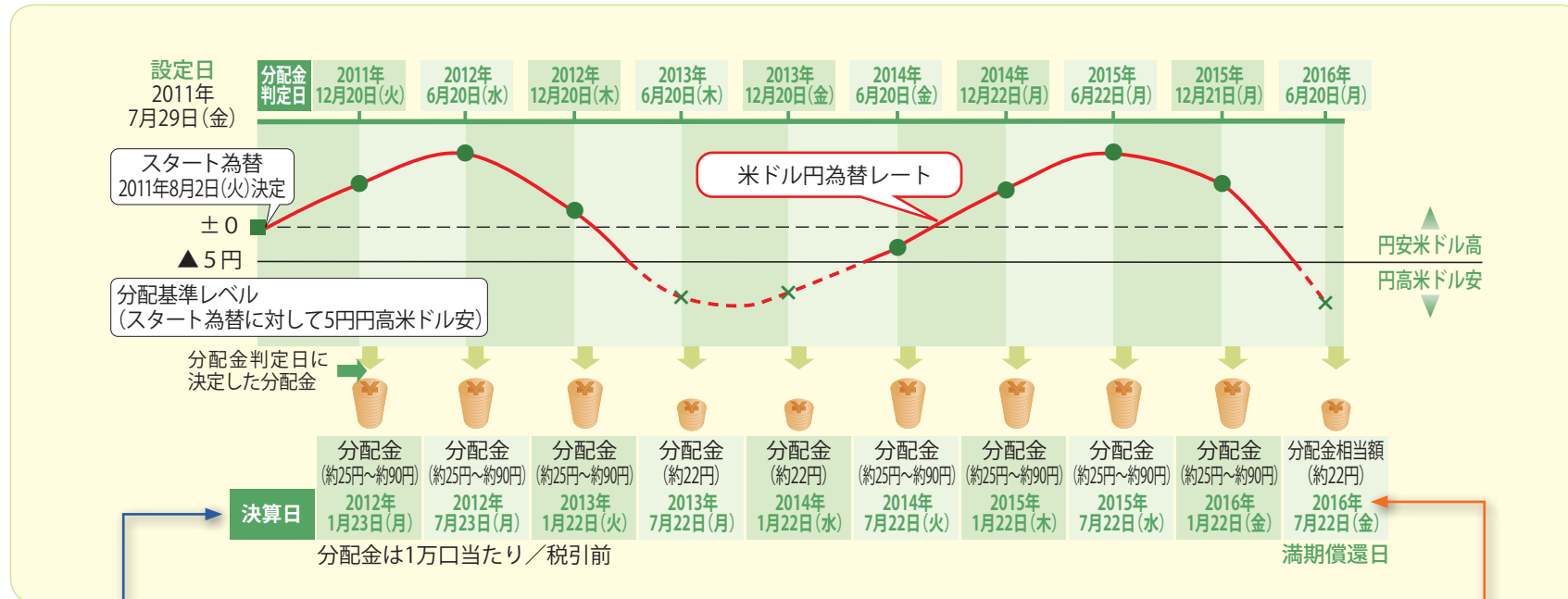
決算日	1月および7月の各22日。当日が休業日の場合には翌営業日。分配金は、決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。
分配金判定日	決算日の1ヵ月前に当たる、毎年6月20日と12月20日。当日が休業日の場合には翌営業日。信託期間中に分配金判定日は10回あります。
分配基準レベル	スタート為替より5円円高米ドル安の水準。スタート為替は、2011年7月29日、8月1日、2日の3営業日間の米ドル円為替レート*の平均値とします。

※原則として、午後3時（東京時間）においてロイター・ページ「JPNU」に表示されている米ドル円為替相場の仲値とします。また、スタート為替、分配基準レベルは小数点以下第4位を四捨五入して、小数点以下第3位まで算出します。

募集期間中の市況環境などの変動により、上記の分配金額の水準を達成できない可能性が高まったと委託会社が判断した場合は、**設定日の前日までにファンドの設定取り止めに決定し、設定を中止することがあります。**なお、上記の分配金額の水準を達成できると判断し、ファンドを設定した場合でも、条件決定日である設定日当日に想定を超えた市況環境の急変などが起こった場合には、**上記の分配金額の水準を下回る可能性があります。**設定日に決定した分配金額の水準は、委託会社が販売会社を通じて書面にて受益者の皆さまにご報告します。

当ファンドは、**償還時の元本確保を目指すものであり、元本が保証されているものではありません。**
資金動向および市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配金額判定のイメージ



1 信託期間中に決算日は10回あります。
次ページ(P.5)の「お受け取りのイメージ(1万口当たり/税引前)」へ

2 最終の分配金判定日において決定した分配金相当額は、満期償還価額の一部としてお支払いします。
次ページ(P.5)の「お受け取りのイメージ(1万口当たり/税引前)」へ

*上記のイメージ図は、米ドル円為替レートとスタート為替および分配金などの関係を理解していただくために記載したもので、実際の米ドル円為替レートおよび分配金などを表すものではありません。
*上記分配金判定日および決算日は、当資料作成日現在の予定であり、祝日などの関係により変更となる場合があります。
*上記は、2011年6月3日現在の市況環境に基づいた試算です。分配金額の水準は原則として設定日に決定します。
*設定時の市況環境や組み入れた円建債券の発行体のデフォルト(債務不履行)などによっては、上記分配金額をお支払いできない場合があります。

募集期間中の市況環境などの変動により、上記の分配金額の水準を達成できない可能性が高まったと委託会社が判断した場合は、**設定日の前日までにファンドの設定取り止めに決定し、設定を中止することがあります。**なお、上記の分配金額の水準を達成できると判断し、ファンドを設定した場合でも、条件決定日である設定日当日に想定を超えた市況環境の急変などが起こった場合には、**上記の分配金額の水準を下回る可能性があります。**設定日に決定した分配金額の水準は、委託会社が販売会社を通じて書面にて受益者の皆さまにご報告します。

資金動向および市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

満期償還時まで保有した場合のお受け取り

1
信託期間中の
分配金

「分配金判定日」における米ドル円為替レートが、「分配基準レベル」に対して……

円安米ドル高の場合 (「分配基準レベル」と同一の場合を含みます。)	約25円～約90円	×	決算回数 10回
円高米ドル安の場合	約22円		

2
満期償還価額
(最終決算分の
分配金相当額を除く)

米ドル円為替レートの水準によらず、

10,105円

お受け取り総額

1 + 2

約10,325円^{※1}～約11,005円^{※2}

※1 満期までのすべての分配金判定日における米ドル円為替レートが、分配基準レベルに対して円高米ドル安の場合です。

(計算式) 約22円【決算1回当たりの分配金額】×10【信託期間中の決算回数】+10,105円【満期償還価額(最終決算分の分配金相当額を除く)】=約10,325円

※2 分配金判定日における米ドル円為替レートが、分配基準レベルに対して円安米ドル高の場合の1回当たりの分配金額が約90円に決定し、かつ満期までのすべての分配金判定日における米ドル円為替レートが、分配基準レベルに対して円安米ドル高の可能性であり、当ファンドの運用成果などをあらかじめ予測もしくは保証するものではありません。

(計算式) 約90円【決算1回当たりの分配金額】×10【信託期間中の決算回数】+10,105円【満期償還価額(最終決算分の分配金相当額を除く)】=約11,005円

*上記は、2011年6月3日現在の市況環境に基づいた試算です。分配金額の水準は原則として設定日に決定します。

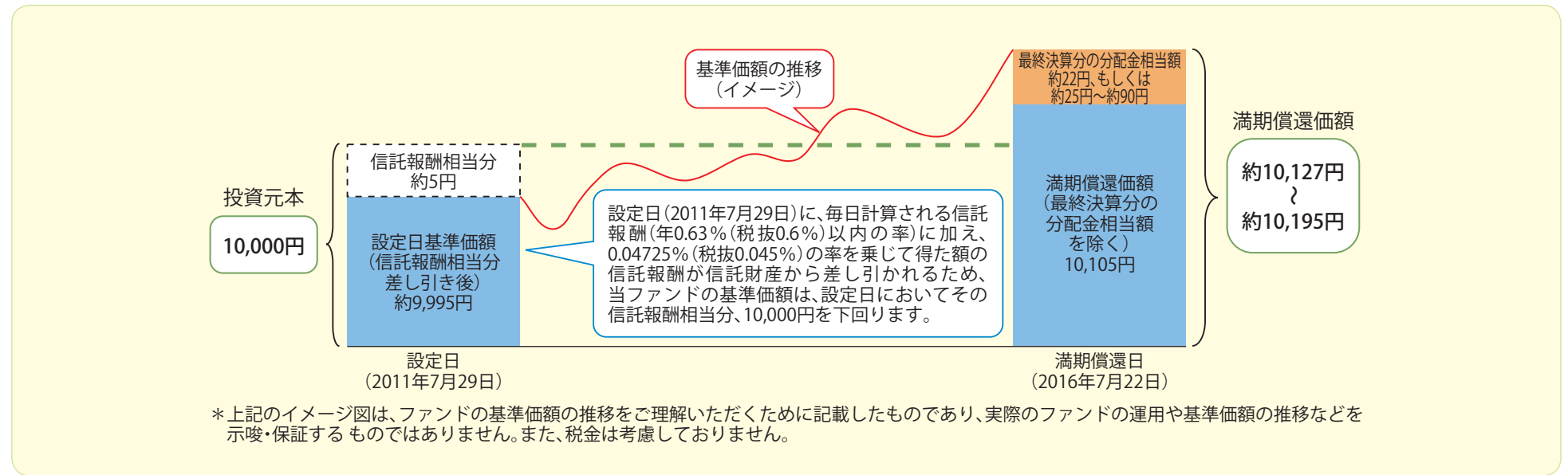
*設定時の市況環境や組み入れた円建債券の発行体のデフォルト(債務不履行) などによっては、上記の分配金額や満期償還価額をお支払いできない場合があります。

*信託期間中のファンドの解約などの影響により、分配金額やお受け取り総額が変更される場合があります、上記の金額を保証するものではありません。

*信託期間中の分配金やお受け取り額は、税金などを考慮しておりませんので、実際のお受け取り額は異なります。

当ファンドは、償還時の元本確保を目指すものであり、元本が保証されているものではありません。
資金動向および市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドは、約5年後の満期償還時の償還価額について、元本1万口当たり10,105円の確保を目指します。ただし、信託期間中の基準価額変動リスクがあり、途中換金時には元本は確保されません。



途中換金時の想定損失率について

当ファンドの投資対象である円建債券は、円金利、米ドル円為替レートなどの金融指標の変動により、価格が変動しますので、ファンドの基準価額は変動します。また、当ファンドは償還時の元本確保を目指しますが、途中換金時には、その時点での換金価額が適用されるため、投資元本を割込むおそれがあります。

2001年5月末から10年間の金融指標の変動に基づく最悪シナリオ (設定日直後の1日で、過去10年の金融指標の変動率のうち、最も大きな金利上昇と米ドル円為替レートの最も大きな円高米ドル安への変動が同時に起こったとするシミュレーション) を前提とした基準価額の想定損失率は約12.14%であるため、基準価額で約8,786円、換金価額で約8,699円^{**}まで下落すると想定されます。(発行体の信用力の変化は、最悪シナリオに含まれていません。)

また、上記はあくまでも過去10年間の金融指標の動きを基に算出したものであり、将来の損失率をこれに限定するものではありません。記載された最悪シナリオに発行体の信用リスクも含めた場合、さらに想定損失率を超えた損失を被ることが想定され、基準価額の最低額を保証するものではありません。

※信託財産留保額1%控除後の金額です。

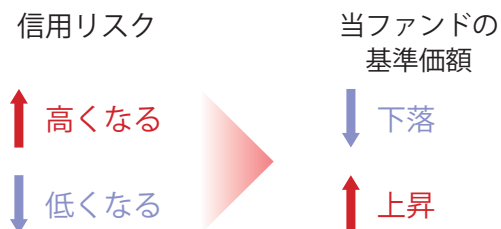
上記の想定損失率は、2011年6月3日現在の市況環境を基に委託会社が試算したものです。

当ファンドは、償還時の元本確保を目指すものであり、元本が保証されているものではありません。
資金動向および市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

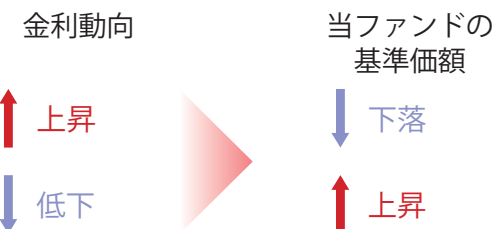
信託期間中、当ファンドの基準価額は、主要投資対象である円建債券の価格変動により変動します。
当ファンドを途中換金される場合、基準価額に基づく換金価額での換金となりますので、投資元本を割り込むことがあります。

円建債券の主な価格変動要因と当ファンドの基準価額の値動きイメージ

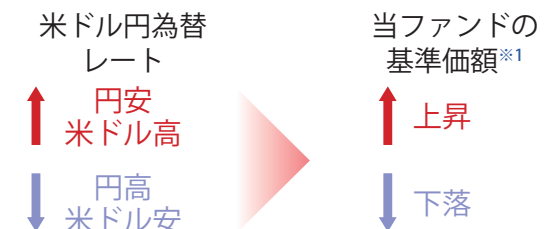
① 円建債券の発行体や保証を与える金融機関の信用状況（信用リスク）



② 金利動向



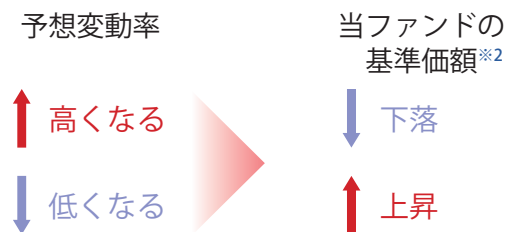
③ 米ドル円為替レート



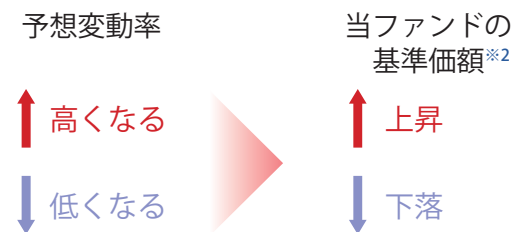
※1 円建債券の性質上、米ドル円為替レートの変動による基準価額の上昇および下落は限定的なものとなります。

④ 米ドル円為替レートの予想変動率

その時点での米ドル円為替レートが分配基準レベルよりも円安水準にある場合



その時点での米ドル円為替レートが分配基準レベルよりも円高水準にある場合



※2 円建債券の性質上、予想変動率の変動による基準価額の上昇および下落は限定的なものとなります。

*上記は、ファンドが主要投資対象とする円建債券の主な価格変動要因とファンドの基準価額の値動きイメージをご理解いただくために記載したものです。

*円建債券の価格変動要因は、上記に限定されるものではありません。また、円建債券の価格は複数の要因の組み合わせにより変動しますので、必ずしも上記の通りにならない場合があります。

資金動向および市況動向などによっては、上記のような運用ができない場合があります。

3ヵ月毎の換金と特別な事由による換金（「特別換金」）の2種類があります。当該事由以外の換金のお申し込みの受け付けを行いませんので、十分ご注意ください。

- 当ファンドは、満期償還時において投資元本の確保を目指すものであり、途中換金される場合は、元本の確保はなく、ファンドの基準価額に基づく換金価額での換金となります。

①3ヵ月毎の換金

- ▶ 毎年1月16日、4月16日、7月16日および10月16日(休業日の場合は翌営業日)を換金申込受付日とします。
- ▶ 各換金申込受付日の7営業日前から3営業日前までの間に換金のお申し込みをすることができます。ただし、2011年10月および2016年7月にかかる換金のお申し込みの受け付けを行いません。

ご換金申込受付日と換金代金お支払いまでのスケジュールの例(2012年の場合)

ご換金申込受付期間	ご換金申込受付日	ご換金代金受渡日
2012年1月4日(水)～2012年1月11日(水)	2012年1月16日(月)	2012年1月20日(金)
2012年4月5日(木)～2012年4月11日(水)	2012年4月16日(月)	2012年4月20日(金)
2012年7月5日(木)～2012年7月11日(水)	2012年7月17日(火)	2012年7月23日(月)
2012年10月4日(木)～2012年10月11日(木)	2012年10月16日(火)	2012年10月22日(月)

*上記スケジュールは当資料作成日現在の予定であり、ご換金申込受付日が東京、ニューヨークおよびロンドンのいずれかにおいて、商業銀行または外国為替市場が支払決済、または外国為替取引および外国通貨預金を含む一般業務を行わない日に該当することとなった場合、祝日などの関係により変更されることがあります。

②特別な事由による換金（「特別換金」）

- ▶ 受益者死亡などの特別な事由(下記に該当する事由)による場合には、原則として毎営業日、特別換金のお申し込みをすることができます。この場合、お申込日の3営業日後を換金申込受付日とします。
 - 受益者が死亡したとき
 - 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
 - その他前各号に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき
 - 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

- 上記の換金申込受付日が東京、ニューヨークおよびロンドンのいずれかにおいて、商業銀行または外国為替市場が支払決済、または外国為替取引および外国通貨預金を含む一般業務を行わない日に該当する場合は換金のお申し込みを受け付けず、その翌営業日を換金申込受付日とします。
- 換金価額は、換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額(1.0%)を控除した価額とします。
- 換金代金は、原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

当ファンドは、主に円建債券など値動きのある証券を投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、**全て投資者に帰属します。**

なお、当ファンドは、満期償還時までご投資いただくことを前提として設計しておりますので、信託期間中の換金による売買差益の追求などには適しておりません。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

償還時に元本が確保されないリスク

信用リスク	当ファンドが組み入れた円建債券の発行体や保証を与える金融機関がデフォルト（債務不履行）となった場合、当ファンドの償還時に元本が確保されないリスクがあり、大きな損失を被ることがあります。また、円建債券の発行体や保証を与える金融機関の格付けが著しく劣化した場合などには、委託会社の判断で、当該円建債券を途中売却することがあります。当該円建債券を途中売却した場合には、当ファンドの償還時に元本が確保されない可能性があります。
制度変更などに関わるリスク	法令・税制・会計方法の変更などにより、円建債券が早期償還となった場合などには、当ファンドの償還時に元本が確保されない可能性があります。

信託期間中の基準価額変動リスク

価格変動リスク	当ファンドが主要投資対象とする円建債券には、米ドル円為替レートが円高米ドル安にすすんだ場合、金利の上昇、当該債券の発行体や保証を与える金融機関の財務状況の悪化などにより価格が値下がりするリスクがあります。当該債券の価格が値下がりした場合、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。
信用リスク	一般的に、公社債や短期金融商品などの発行体や保証を与える金融機関にデフォルトが生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債などの価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドが組み入れた円建債券の発行体や保証を与える金融機関の信用状況が悪化した場合、円建債券の価格も下落する傾向があり、基準価額が下落する要因となります。

<p>銘柄集中リスク</p>	<p>一般的な投資信託は複数の投資対象に投資するため分散投資効果がありますが、当ファンドは単一の円建債券にほぼ全額投資するものであり、分散投資されないため、当該円建債券の発行体や保証を与える金融機関にデフォルトが発生した場合、投資資産を回収できなくなるおそれがあります。このような場合、当該ファンドの基準価額は大幅に下落し、大きな損失を被ることがあります。</p>
<p>為替変動リスク</p>	<p>当ファンドが組み入れる円建債券は、米ドル円為替レートの水準によってクーポンレートが決定されるしくみを持つため、米ドル円為替レートの変動の影響を受けます。米ドル円為替レートが、円高米ドル安方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。</p>
<p>流動性リスク</p>	<p>受益者から解約申込があった場合、当ファンドが組み入れた円建債券を売却することで解約資金の手当てを行います。その際、円建債券の市場において流動性が低い場合は、直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、基準価額が下落する要因となります。また、組み入れた円建債券の発行体や保証を与える金融機関の信用リスクが顕在化した場合などには、当該円建債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受け付けを中止することや、基準価額が下落する可能性があります。</p>
<p>途中換金時のリスク</p>	<p>当ファンドは、満期償還時において日本円建てでの投資元本の確保を目指すものであり、途中換金時には元本は確保されていません。組み入れた円建債券の価格は円金利、その他の市場環境などの影響を受けて変動するため、途中換金時には当初の投資元本を下回り、損失が生じることがあります。</p>

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定いわゆるクーリング・オフの適用はありません。
- 当ファンドには、換金申込に当たって、申込受付日に制限があります。
- 当ファンドは、投資する円建債券の性質上、円安米ドル高時の基準価額および償還価額に上限があり、大幅に円安米ドル高となった場合であっても、そのメリットを十分に享受できません。
 - <信託期間中>
信託期間中の基準価額は、組入債券の部分売却が可能である価格(時価)を基に算出します。大幅に円安米ドル高となった場合でも、投資元本(1万口当たり10,000円)を下回る可能性があります。
 - <満期償還時>
満期償還価額は、1万口当たり10,105円+分配金相当額(税引前)を超えて上昇することは原則としてありません。
- 市況環境などの変動により、目標とする分配金額の水準を達成できない可能性が高まった場合、募集金額が10億円に満たない場合は、当ファンドの設定を中止する場合があります。
- 円建債券の信用状況の悪化などがあり債券を全て売却したことにより運用の基本方針に沿った運用ができなくなった場合、または円建債券が法令・税制などの改正により早期償還となった場合は信託を終了させます。
- 信託期間中に大口解約が発生した場合、大口解約が発生した計算期間の分配金額が、分配金判定日に決定する分配金額を下回ることがあります。これは、社団法人投資信託協会の規則に則って分配可能額を計算することにより発生する事象で、収益金額が不足しているわけではありません。この場合、決定した分配金額を下回った金額については、当ファンドの償還まで信託財産内に留保されることとなり、償還金等を合わせると、決定した分配金額を下回らなかった場合と同じ金額をお受け取りいただくことが出来ます。

購入の申込期間	2011年7月13日から2011年7月27日
購入単位	10万円以上1円単位または10万口以上1口単位で販売会社が個別に定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	1口当たり1円
設定日	2011年7月29日
信託期間	原則として、2011年7月29日から2016年7月22日まで
決算日	1月および7月の各22日(休業日の場合は翌営業日とします)
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金は、決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。
募集上限	500億円 ※市況環境などによっては、募集上限未達でお申し込みを制限する場合、またはお申し込みの受け付けを中止する場合があります。
換金単位	1口以上1口単位で販売会社が個別に定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	ご換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金・償還代金の支払い	原則として、ご換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
換金制限	①3ヵ月毎の換金と②特別な事由による換金(「特別換金」)の2種類があり、当該事由以外の換金のお申し込みの受け付けを行いません。 ①毎年1月16日、4月16日、7月16日および10月16日(休業日の場合は翌営業日)を換金申込受付日とし、各換金申込受付日の7営業日前から3営業日前までの間に換金のお申し込みをすることができます。 ただし、2011年10月および2016年7月にかかる換金のお申し込みの受け付けを行いません。 ②受益者死亡などの特別な事由による場合には、原則として毎営業日、特別換金のお申し込みをすることができます。 この場合、お申込日の3営業日後を換金申込受付日とします。
換金申込不可日	上記の換金申込受付日が東京、ニューヨークおよびロンドンのいずれかにおいて、商業銀行または外国為替市場が支払決済、または外国為替取引および外国通貨預金を含む一般業務を行わない日に該当する場合は換金のお申し込みを受け付けず、その翌営業日を換金申込受付日とします。
繰上償還	委託会社は、信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、受益権の口数が10億口を下回るようになったときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
課税関係	収益分配時の分配金、換金(解約)時および償還時の差益に対して課税されます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 ※課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ※税制改正などにより、課税上の取扱内容が変更になる場合があります。

※お申込メモの内容は、作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

購入時に直接ご負担いただく費用												
購入時手数料	購入価額に1.05% (税抜1.0%)の率を乗じて得た額を上限として、販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。											
換金時に直接ご負担いただく費用												
換金(解約)時手数料	ありません。											
信託財産留保額	ご換金申込受付日の基準価額の1.0%											
投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用												
運用管理費用 (信託報酬)	①運用管理費用(信託報酬)の総額は、設定日に計算されるa.の額と、計算期間を通じて毎日計算されるb.の額の合計額とします。 a. 信託財産の当初設定時元本総額に対し、0.04725% (税抜0.045%)の率を乗じて得た額を、当初設定時に信託財産中から支弁します。 b. 当日の信託財産の元本総額に対し、年0.63% (税抜0.6%)以内の率を乗じて得た額とします。 ※b.の信託報酬の率は、確定後に、委託会社が販売会社を通じて書面にて受益者にご報告致します。											
	②運用管理費用(信託報酬)の配分については以下の通りとします。											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a.</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.04725% (税抜0.045%)</td> </tr> <tr> <td>b.</td> <td>年0.42% (税抜0.4%)以内</td> <td>年0.21% (税抜0.2%)以内</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		委託会社	販売会社	受託会社	a.	—	—	0.04725% (税抜0.045%)	b.	年0.42% (税抜0.4%)以内	年0.21% (税抜0.2%)以内
	委託会社	販売会社	受託会社									
a.	—	—	0.04725% (税抜0.045%)									
b.	年0.42% (税抜0.4%)以内	年0.21% (税抜0.2%)以内	—									
その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用などをファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただけます。(「その他の費用」は実際の取引などに応じて決まる費用であるため、その料率、金額などを事前に表示することはできません。)											

※当ファンドの手数料等の合計金額については、保有期間などに応じて異なりますので表示することができません。

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの関係法人

- 委託会社 **東京海上アセットマネジメント投信株式会社**
信託財産の運用指図などを行います。
- 受託会社 **三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)**
信託財産の保管・管理などを行います。
- 販売会社 **表紙に記載の販売会社をご覧ください。**
投資信託説明書(目論見書)のご提供、募集・販売の取り扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払いなどを行います。

(ご参考)米ドル円為替レートの推移

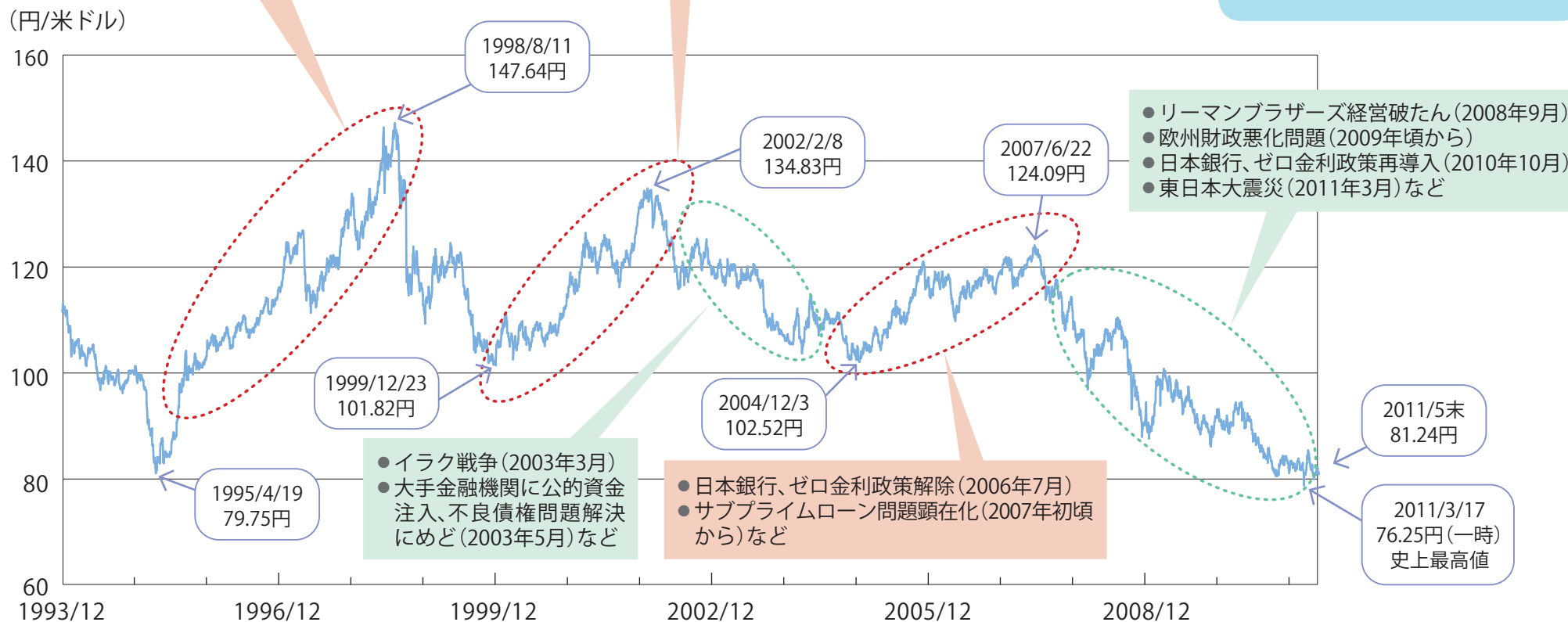
(1993年12月末～2011年5月末、日次)

- 不良債権問題の顕在化(1992年頃から)
- 大手金融機関の経営破たん、一時国有化相次ぐ(1997年から1998年)など

- 日本銀行、ゼロ金利政策導入(1999年2月)
- 米国同時多発テロ(2001年9月)など

ご参考：スタート為替と当該スタート為替の場合の分配基準レベル

スタート為替の例	分配基準レベル
85円	80円
80円	75円
75円	70円



- リーマンブラザーズ経営破たん(2008年9月)
- 欧州財政悪化問題(2009年頃から)
- 日本銀行、ゼロ金利政策再導入(2010年10月)
- 東日本大震災(2011年3月)など

- イラク戦争(2003年3月)
- 大手金融機関に公的資金注入、不良債権問題解決にめど(2003年5月)など

- 日本銀行、ゼロ金利政策解除(2006年7月)
- サブプライムローン問題顕在化(2007年初頃から)など

出所：Thomson Datastream

*上記グラフの「米ドル円為替レート」は、WMロイターを使用しています。

*上記グラフ内に記載の内容は、該当時期の主な出来事を記したものであり、必ずしも米ドル円為替レートの変動要因を示すものではありません。

*上記グラフは、過去の実績であり、将来の動向などを示唆・保証するものではありません。



東京海上・為替参照利回り変動型ファンド2011-07

愛称 **グッド・チャンス** 2011-07

投資信託に関する留意事項

- 当資料は、東京海上アセットマネジメント投信が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申し込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表などの内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券など(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。